

上山市告示第 6 0 号

令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上山市長 山 本 幸 靖

令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内中小企業の設備投資を促進し、市内産業の振興を図るため、中小企業が設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 3 7 年規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する中小企業者で、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に該当する事業を行っているもの
 - ウ 公序良俗に反する事業を行っているもの
 - エ 事業活動等に必要な許認可等未取得していないもの
 - オ 上記に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業を行っているもの
- (2) 設備 中小企業が新事業への参入、生産性の向上又は既存事業の拡大等のために取得する資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 1 の「建物」、「建物付属設備」、「器具及び備品（ただし、生物は除く。）」及び別表第 2 の「機械及び装置」に分類されるものに限る。）であって、その所有が市内事業者であることが確認できるものをいう。
- (3) I T ツール 業務効率化のためのソフトウェア及びクラウドサービスをいう。
- (4) 設備投資 中小企業が設備又は I T ツールを市内の本社又は事業所に設置し、若しくは導入することをいう（ただし、リース契約及び年度をまたぐ割賦払いは除く。）。

- (5) 新事業参入枠 中小企業が、総務省が定める現行の日本標準産業分類（小分類）を基準として、新たな業種へ参入することを目的とした設備投資を行う場合をいう。
- (6) 一般枠 中小企業が、生産性の向上又は既存事業の拡大等を目的とした、新事業参入枠に該当しない設備投資を行う場合をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業であつて、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 別表第1に掲げる業種の用に供する設備投資を行うこと。
- (2) 市税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- (3) 第6条に規定する交付申請時点で、市内において1年以上事業を営んでいること。

（対象事業及び対象経費）

第4条 補助の対象となる設備投資は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 設備投資総額が税抜で100万円以上のもの
- (2) 国又は県が実施する同種の補助金等を活用して行う設備投資でないもの
- (3) 上山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年条例第23号）及び上山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年規則第34号）に基づく課税免除措置を受けることができる設備投資でないもの
- (4) 第7条に規定する交付決定を受けた日から令和7年12月31日までの間に契約を締結し、かつ、設備の設置及び費用の支払が令和8年2月28日までに完了するもの

2 補助の対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新事業参入枠 前条第2項に規定する補助対象経費の合計に2分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた金額以内の額とし、1事業者当たり300万円を上限とする。
- (2) 一般枠 前条第2項に規定する補助対象経費の合計に3分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた金額以内の額とし、1事業者当たり100万円を上限とする。ただし、AIやIoTを搭載した設備に係る設備投資を行う補助対象者については、補助金の額の上限を1事業者当たり200万円とする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年4月15日から11月28日までの間に、上山市中小企業設備投資促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 市税の未納がないことを証明する書類
- (3) 水道料金及び下水道使用料の未納がないことを証明する書類
- (4) 設備の仕様等及び見積価格を示す書類（処分費が発生する場合は見積書へ明記すること。）
- (5) 直近の決算書（個人の場合は直近の確定申告書の写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請については、1事業者につき1回のみ可能とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査、現地調査等を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、上山市中小企業設備投資促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、この補助金の申請を促進する目的で、申請者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害しない範囲において、申請者及び補助対象事業の概要について公開することができるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、上山市中小企業設備投資促進補助金変更交付申請書（様式第4号）に第6条各号の書類のうち変更内容に係るものを添えて、あらかじめ市長に申請をしなければならない。

- (1) 補助金の交付申請額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更（当該変更に係る割合が事業費の20パーセント以内である軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（補助金の変更交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査、現地調査等を行い、補助金の交付決定額を変更すること又は交付決定を取り消すことを決定したときは、上山市中小企業設備投資促進補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定額の変更は、当初の交付決定額以内の額で行うものとする。

（事業着手の届出）

第10条 申請者は、交付決定を受け、令和7年12月31日までに補助事業に係る契約を締結し、締結した日から起算して15日を経過した日又は令和8年1月15日のいずれか早い日までに、事業に着手した旨を示す上山市中小企業設備投資促進補助金補助事業着手届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 契約を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業等が完了した日（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して15日を経過した日又は令和8年3月13日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した上山市中小企業設備投資促進補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 設置した設備の写真
- (3) 費用の請求を証する書類の写し
- (4) 費用の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し当該補助事業者等に上山市中小企業設備投資促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の額の確定を行った申請者からの上山市中小企業設備投資促進補助金交付請求書（様式第10号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内に事業を廃止したとき、又は市内の本社若しくは事業所を廃止したとき。
- (4) 交付決定後、処分制限期間内に補助対象設備を売却、譲与、貸付、交換、廃棄、市外への移動、所有権以外の権利設定その他補助金の交付の目的に反することとなる行為をしたとき。

2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金交付後の状況報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査等を行うことができる。

（帳簿等の備付）

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない設備に係る関係書類については、当該処分期間を経過するまで保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

日本標準産業分類（第14回改定）上の業種名

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業
- 13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。）
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 39 情報サービス業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業（6014宗教用具小売業を除く。）
- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 80 娯楽業（803競輪・競馬等の競走場、競技団、806遊戯場、809その他の娯楽業を除く。）
- 88 廃棄物処理業
- 92 その他の事業サービス業（9294 コールセンター業に限る。）

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助対象経費（税抜で 1 0 0 万円以上のもの）
設備	・購入費 ・設置に伴う工事費 ・運搬費 ・（建物の場合）建設工事費、設計費 ※既存設備の処分に係る経費（産業廃棄物処分費、収集運搬費）は対象外
I T ツール	・ソフトウェア購入費 ・クラウドサービス導入費 ・クラウドサービス利用料 （第 1 1 条に規定する実績報告の期限までに支払いが完了するものに限る） ・その他導入関連費 ・I T ツール導入に伴うハードウェア購入費 （当該事業の実施のためだけに使用するものに限る）

様式第 1 号（第 6 条関係）
（第 1 面）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地

事業者名

代表者職氏名

上山市中小企業設備投資促進補助金交付申請書

みだしの補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

担当者氏名

連絡先電話番号

添付書類

- ☐ 収支予算書（様式第 2 号）
- ☐ 市税の未納がないことを証明する書類
- ☐ 水道料金及び下水道使用料の未納がないことを証明する書類
- ☐ 設備の仕様等を示す書類
- ☐ 設備の見積価格を示す書類（処分費を明記）
- ☐ 直近の決算書（個人の場合は直近の確定申告書の写し）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

（ ）

(第2面)

現在までの業種（小分類） ※複数ある場合もすべて記載	
常時使用する従業員の数 （役員を除く。）	

申請区分 （該当するものに○）	ア 新事業参入枠 （新業種（小分類）： イ 一般枠 A I や I o T を搭載した設備を （ 含 む ・ 含まない ）
--------------------	---

補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）
----------	------------

補助対象事業費	円
---------	---

事業実施期間（予定）	年 月 ～ 年 月
------------	-----------

※契約予定月及び事業完了（設備の納入及び支払いの完了）予定月を記入ください。

(第3面)

補助対象事業の概要等（下記の記載要領に沿って作成してください。）

1 自社の事業概要

2 自社の経営状況

3 設備投資の具体的内容及び期待する効果

※記載欄が不足する場合は別紙記載も可

（記載要領）

1 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

2 自社の経営状況

自社の経営状況について定量的かつ詳細に分析し、改善すべき事項と設備投資の関連性・必要性を具体的に記載すること。

3 設備投資の具体的内容及び期待する効果

導入する設備の名称、用途等を記載し、将来の売上高、利益、労働生産性、受注量等をどのように向上させるかを具体的かつ定量的に記載すること。

収支予算書

1 補助対象設備の経費内訳

No.	設備の名称・仕様	単価（円）① （消費税除く。）	数量②	対象経費 ①×②
合 計			円	

2 上記の資金内訳

項 目	予 算 額	備 考
自己資金		
市補助金		
そ の 他 （借入金等）		
合 計		

様

上山市中小企業設備投資促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上山市中小企業設備投資促進補助金の交付については、審査の結果、下記のとおり決定します。

年 月 日

上山市長 氏 名 印

記

申請区分	
交付決定額 （不交付の場合は不交付と記載）	円
不交付の理由 （不交付の場合のみ記載）	
交付に係る条件等	

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地
事業者名
代表者職氏名

上山市中小企業設備投資促進補助金変更交付申請書

年 月 日付け上山市指令 第 号で交付決定通知のあったみだしの補助金について、次のとおり変更したいので、令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

変更の目的 （右記アからウまでいずれかで該当するものに○印を付す）	ア 補助金交付申請額の変更 イ 補助金交付申請額の変更を伴わない経費で、総事業費の 20 パーセントを超える額の配分の変更 ウ 補助事業の中止又は廃止
変更後の補助金交付申請額 A	円
現在交付決定を受けている額 B	円
増減額 A－B	円
変更の理由	

上山市指令 第 号

様

上山市中小企業設備投資促進補助金変更交付決定（取消）通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を通知した上山市中小企業設備投資促進補助金について、年 月 日付けの変更交付申請に基づき、令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により変更を承認し、次のとおり変更交付を決定したので通知します。

年 月 日

上山市長 氏 名 印

記

変更交付決定額 (交付決定取消の場合は取消と記載)	円
交付に係る条件等	

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地
事業者名
代表者職氏名

上山市中小企業設備投資促進補助金補助事業着手届

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった補助事業について、次のとおり着手しましたので、令和7年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添付して報告します。

記

- 1 着手日（契約日）

年 月 日
- 2 設備納入完了予定日

年 月 日
- 3 経費支払予定日

年 月 日
- 4 添付書類

☐ 契約を証する書類の写し

☐ その他市長が必要と認める書類

()

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住所又は所在地
事業者名
代表者職氏名

上山市中小企業設備投資促進補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定の通知があった上山市中小企業設備投資促進補助金について、令和7年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第11条の規定により、その実績について関係書類を添付して報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- ☐ 収支決算書（様式第8号）
- ☐ 設置した設備の写真
- ☐ 費用の請求及び支払を証する書類の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

収支決算書

1 補助対象設備の経費内訳

No.	設備の名称・仕様	単価（円）① （消費税除く。）	数量②	対象経費 ①×②
合 計			円	

2 上記の資金内訳

項 目	決 算 額	備 考
自己資金		
市補助金		
そ の 他 （借入金等）		
合 計		

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者名 様

上山市長 氏 名 印

上山市中小企業設備投資促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった上山市中小企業設備投資促進補助金
について、令和 7 年度上山市中小企業設備投資促進補助金交付要綱第 1 2 条の規定によ
り次のとおり交付額を確定したので通知します。

1 補助金の確定額 円

上山市中小企業設備投資促進補助金交付請求書

年 月 日

上山市長 氏 名 様

所在地（住所）
事業者名
代表者 ⑩

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった上山市中小企業
設備投資促進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円
(振込指定口座)	
(1) 金融機関名	銀行 支店
(2) 預金種別	普通 ・ 当座
(3) 口座番号	
(4) 口座名義 フリガナ	

※振込指定口座は申請者が法人又は団体等の場合は当該法人又は団体等の名義の口座に限るものとし、申請者が個人の場合は当該申請者名義の口座に限るものとする。